

令和 7 年度 控除額の計算等は裏面を参照してください。
市県民税・国民健康保険税申告書

番号・身元確認 個C・通C・住・免・保・在・障・()

宛名番号

【記載例】 瀬戸内市長殿	現住所	瀬戸内市邑久町尾張 300-1			業種又は職業	会社員	
	1月1日現在の住所	同上			電話番号	0869-22-****	
	フリガナ	セトウチ タロウ			個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	
	氏名	瀬戸内 太郎			続柄	本人	
提出年月日	年	月	日	生年月日	明・大 昭・平・令	世帯主の氏名	瀬戸内 太郎
7	3	1	40	4	1		

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬ 社会保険料控除	社会保険の種類	源泉徴収票のとおり		支払った保険料	615,500	円
		国民健康保険			60,800	円
		介護保険			30,700	円
		合計				
⑮ 生命保険料控除	新生命保険料の計	37,000		旧生命保険料の計	24,000	円
	新個人年金保険料の計	0		旧個人年金保険料の計	102,000	円
	介護医療保険料の計	82,000				円
⑯ 地震保険料控除	地震保険料の計	50,000		旧長期損害保険料の計		円
⑰～⑲ 寡婦控除、死別離婚、ひとり親控除、勤労学生控除	⑰ 寡婦控除	<input type="checkbox"/>		⑱ ひとり親控除	<input type="checkbox"/>	
	死別離婚	<input type="checkbox"/>		勤労学生控除	(学校名)	
	生死不明	<input type="checkbox"/>				
	未帰還	<input type="checkbox"/>				
⑳ 障害者控除	フリガナ氏名	セトウチ ハナコ		生年月日	明・大 昭・平・令	45・4・1
	氏名	瀬戸内 花子		配偶者の合計所得金額	30,000 円	
	個人番号	2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		<input type="checkbox"/>	同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)	
㉑ 扶養控除	フリガナ氏名	セトウチ イチロウ		生年月日	明・大 昭・平・令	9・8・8
	氏名	瀬戸内 一郎		同居・別居の区分	<input checked="" type="checkbox"/>	同居
	個人番号	4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5		控除額	45 万円	
㉒ 扶養控除	フリガナ氏名	セトウチ ジロウ		生年月日	明・大 昭・平・令	19・1・1
	氏名	瀬戸内 二郎		同居・別居の区分	<input checked="" type="checkbox"/>	同居
	個人番号	3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4		控除額	33	
16歳未満の扶養親族(控除対象外)	フリガナ氏名			生年月日	平・令	
	氏名			同居・別居の区分	<input type="checkbox"/>	同居
	個人番号			控除額		
㉔ 雑損控除	損害の原因			損害年月日		
	損害金額			保険金などで補てんされる金額		
				差し損失額のうち災害関連支出の金額		
㉕ 医療費控除	支払った医療費等			保険金などで補てんされる金額		

1 収入金額等	事業	営業等	ア		
		農業	イ	386,000	
		不動産	ウ		
		利子	エ		
		配当	オ		
		給与	カ	5,234,000	
	雑		公的年金等	キ	
			業務	ク	
			その他	ケ	
			短期	コ	
総合譲渡		長期	サ		
		一時	シ		
	事業	営業等	①		
		農業	②	167,200	
2 所得金額		不動産	③		
		利子	④		
		配当	⑤		
		給与	⑥	3,745,600	
	雑		公的年金等	⑦	
			業務	⑧	
			その他	⑨	
			合計	⑩	(7)+(8)+(9)
		総合譲渡・一時	⑪		
		合計	⑫	3,912,800	
4 所得から差し引かれる金額		社会保険料控除	⑬	707,000	
		小規模企業共済等掛金控除	⑭		
		生命保険料控除	⑮	70,000	
		地震保険料控除	⑯	10,000	
		寡婦、ひとり親控除	⑰～⑱		
		勤労学生・障害者控除	⑲～⑳		
		配偶者(特別)控除	㉑～㉒	330,000	
		扶養控除	㉓	780,000	
	基礎控除	㉔	430,000		
	⑬から㉔までの計	㉕			
	雑損控除	㉖			
	医療費控除	㉗			
	合計	㉘	(㉕)+(㉖)+(㉗) 2,327,000		

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市県民税・国民健康保険税の納税方法

給与から差し引き(特別徴収)
 自分で納付(普通徴収)

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

分離課税に係る所得等のある方は、「市県民税・国民健康保険税申告書(分離課税等用)」をあわせて提出してください。